

避難標識設置に関する
協 定 書



(甲) 鈴 鹿 市

(乙) NPO法人全国避難標識協会

避難標識設置に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という）と特定非営利活動法人全国避難標識協会（以下「乙」という）とは、避難標識等の設置事業の実施について双方合意したので、本協定を締結する。

第1条（趣旨）

甲の防災計画に基づく標識事業に関し、大災害発生時における住民・外来者等の避難場所への避難を迅速且つ円滑にするための避難誘導標識の設置事業を基本とし、その他関連諸標識整備のため甲、乙は協働して本事業に取り組むものとする。

第2条（費用負担）

標識の製作、設置、保守、管理及び更新等に関わる費用は、乙の活動による民間企業等の地域貢献協賛金及びPFI事業手法等をもって行うものとする。但し、路面のタイル張り復旧など、施工上別途費用の発生する場合は、乙の負担とする。

第3条（設置場所）

標識の設置場所は、甲と乙の協議に基づき関連行政機関の指導のもとに決定するものとする。甲の要望により乙が事前に設置計画案の作成等を行う場合、甲は乙に地図等の関連資料の提供を行うものとする。

第4条（申請手続）

標識の設置申請に関わる道路占用許可等の申請は、甲の名の基に行うものとする。但し、これらの申請書の作成、事務手続き等は乙が行うものとする。

第5条（免除）

甲は、本協定に基づき標識を市道に設置したとき、標識設置に関わる道路占用料を免除するものとする。

第6条（期間）

各標識の設置期間は、本協定第12条（本協定の解除）の適用が行われる期間とする。

第7条 (事業の周知)

甲は、地域住民・協賛者に対して乙との協働事業の周知に努めるものとする。

第8条 (管理確認)

設置した標識の管理状況の確認は甲、乙が共同で行うものとする。
甲、乙何れかが、標識の破損・汚れ・錆び・倒壊等を確認したときには相手方に連絡し合い、乙において速やかに対策を講じるものとする。

第9条 (移設等)

甲又は諸行政機関の都合により標識の設置場所に支障が生じた場合、乙は甲の指示に従い、撤去又は新たに指定された場所に移設等の措置を講じるものとする。

第10条 (仕様)

標識の表示面は、甲の指定したデザインとする。又、協賛者の表示面は、公序良俗にふさわしいものとし、事前に甲、乙で協議するものとする。

第11条 (損害賠償)

乙は、標識に関わる事故に備え施設賠償損害保険に加入するものとし、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第12条 (本協定の解除)

甲の相当な期間を設けた催促にも関わらず乙が本協定を履行しないとき又、乙が解散等何らかの事由により組織を有しなくなった場合、甲は書面によるつうこくのうえ、本協定を解除出来るものとする。

第13条 (原状回復)

第12条により本協定を解除した場合、乙の責任において標識を撤去し、道路等の原状回復を行うものとする。

第14条 (協議)

本協定に定めのない事項又は、協定の履行に疑義が生じた場合は、

関係法令、一般慣習に従い甲、乙誠意を以って協議し、その解決を図るものとする。

平成 17年 5月 16日

甲：鈴鹿市神戸一丁目 18番 18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 川岸 光男



乙：大阪府箕面市船場東 1-13-10

NPO 法人全国避難標識協会

理事長 栗本 環

